

障害者雇用に関する県の取組状況

【昨年度及び今年度の取組み】

1 知事部局の取組み

(1) 障害者の新規雇用

平成 30 年 12 月から令和元年 6 月にかけて障害者嘱託職員 21 名を新たに雇用するとともに、平成 31 年 4 月に正規職員（初級職、一般事務）1 名を新たに採用

(2) 正規職員（初級職、一般事務）として採用する障害種別の拡大（別紙参照）

昨年度までは身体障害者のみを対象としていたが、今年度からは精神障害者、知的障害者にも対象を拡大

(3) 障害者嘱託職員の従事する業務の拡大

これまでは事務補助が中心であったが、本庁各所属の資料組みや書類封入、文書配送などの軽作業を集約して実施する「事務サポートセンター」を今年 6 月に設置し、これらの軽作業に従事する障害者嘱託職員を新たに雇用

2 教育委員会の取組み

(1) 教員採用選考における障害者を対象とした特別選考の志願者数拡大

(2) 障害者嘱託職員を平成 30 年 12 月から令和元年 7 月にかけて 25 名を新たに雇用

(3) 障害者のチャレンジ雇用の非常勤職員を平成 30 年度中に 4 名を新たに雇用するとともに、令和元年度に 2 名を新たに雇用

3 警察本部の取組み

(1) 平成 30 年度採用試験から開始した正規職員（初級職/警察事務）の身体障害者枠について、ハローワークとの連携や各種支援学校等に対する業務説明等を実施し、受験申込者の確保を目指す。

(2) 昨年度までは身体障害者のみを対象としていたが、今年度からは精神障害者、知的障害者にも対象を拡大